

## 千葉県立中央博物館大多喜城分館が所蔵する古文書二点

渡辺善司\*・石井友菜

千葉県立中央博物館大多喜城分館

〒298-0216 夷隅郡大多喜町大多喜481

\* E-mail: z.wnhb@pref.chiba.jp

(二〇二二年一月三十一日投稿)

**要旨** 千葉県立総南博物館として昭和五〇年(一九七五)に開館した中央博物館大多喜城分館では、現在、令和二(二〇二〇)年九月に公表された「千葉県立博物館の今後の在り方」で提言された大多喜町への移譲に向けて資料の現状確認を行っているところである。この作業において新たに確認できた古文書二点について紹介を行う。一つ目は、上総国夷隅郡浜村の名主を務めた家の文書群のなかの一点で、房総地域における論所絵図作製の動向を知ることができる。二つ目は明治維新後の旧大多喜藩の士族らが、共有する財産の管理・運営を民法に則って財団法人化したことが読み解ける。このことから、二点はいずれも房総の歴史を論じるにおいて貴重な史料である。

キーワード：漁業制度資料調査保存事業、日本常民文化研究所、論所絵図、財団法人、同親社

千葉県立総南博物館として昭和五〇年(一九七五)に開館した中央博物館大多喜城分館(以下当館)は、「房総の城と城下町」をテーマに調査・研究活動を行ってきた。この活動に伴い収集した資料は現在約二〇〇〇点になり、これら資料を活動の成果として企画展や常設展などの展示活動において広く公開してきたところである。

千葉県では令和二年(二〇二〇)九月「千葉県立博物館の今後の在り方」(千葉県教育委員会 二〇二〇)を公表し、この中において中央博物館の機能集約と強化が謳われた。当館については地元町における有効活用について協議がなされ、そして同三年一二月、大多喜町への移譲が公表された(朝日新聞 二〇二二)。現在、当館では移譲にむけて所蔵資料の現状確認を進めているところであるが、この作業において、これまでに展示等において公開されていない資料を確認することができた。このうち近世・近代の古文書二点について紹介することとしたい。

## ①(論所絵図作製につき被仰付候書写)(当館蔵鶴岡家旧蔵文書No.一五)

①は、御宿町浜の鶴岡<sup>まこと</sup>孚<sup>ふ</sup>氏が所蔵していた文書群(鶴岡家旧蔵文書、以下鶴岡家文書と略す)のうちの一点である。鶴岡家は近世においては上総国夷隅郡浜村の名主

を務めた家で、孚氏の死後に家屋が解体されることとなったことから、袖ヶ浦市在住の長女が文書を一括して譲り受け、平成二八年(二〇一六)に当館へ寄贈となったものである。その内訳は、木箱に入れられた三四点とレターケースに入れられた七点の合計四一点である。

鶴岡家文書は、当館に寄贈されるまでに四度にわたる所在確認調査が行われている。最初は、宇野修平らが中心となり昭和二四年(一九四九)秋から始まった水産庁資料整備委員会による漁業制度資料調査保存事業である。この事業は、水産庁が財団法人日本常民文化研究所に委託したもので、事業内容等については網野善彦らによる一連の報告に詳しいが(網野 一九九六a・一九九六b・一九九九、二野瓶 二〇〇一、越智 二〇〇六・二〇一四)、同年一月一五日に鶴岡家を訪れた宇野は、当主であった鶴岡佐太郎から翌二五年一月一五日までの期限をもって「帳簿 三五冊」を借り受け、借用証<sup>1</sup>を渡している。この借用証には「漁業制度調査のためつぎにしるしたように御書類をおかりしますが、いねいにうつしたうえずみやかにおかえしします」とある。貸し出したとされる三五冊について、事業の成果の一つである『漁業制度資料目録第一集 全国篇I』(日本常民文化研究所ほか 一九五〇)のうち「千葉

第一表 『漁業制度資料目録』にみる鶴岡家文書

No.	表 記	年 月 日	冊	寄贈分	筆
1	御宿之郷御縄打帳 田九帳内 9冊	慶長2.12-19	9		
2	御宿之郷御縄打帳 十帳内 11冊	慶長2.11.20-12.18	11		
3	二千石領田畑控帳	延宝5	1		
4	御宿郷納屋地割帳	元禄8.11	1	○	●
5	御宿郷山内堂坂一件 同郷4ヶ村	天明元.7	1	○	●
6	此度之被仰付書写 次受書共	天明元.11	1	○	●
7	西郷出入二付出府其日記	天明2.正	1	○	●
8	論所二付日記	天明2.9	1	○	●
9	小野谷権普請人歩控	明治19.4	1	○	
10	(上総) 国大多喜領之内御宿郷	慶長6.9.30	1	○	
11	名寄帳	宝暦7	1	○	
12	(名寄帳)		1	○	
13	田方反別改野帳	宝暦7.3	1	○	
14	御宿浦方割合之帳	元禄2.12	1	○	●
15	御宿浦御制札御案詞案	天和2.5	1	○	●
16	御収納覚	寛政.文化ノ頃	1	○	●
17	鶴岡作右衛門家ノ番■ノ伝		1		
			35	13	8

一部ずつが保管され、「鶴岡佐太郎家文書」として原稿用紙二七九枚が一冊に綴じられている。二七九枚の内訳は、第一表中の「筆」に該当し、三五冊中の八冊となる。筆写担当者として「北上俊明」の名前が見え、筆写年月日は「1957.2.7」と確認できる。つまり、筆写を行う段階で既に借用期限を二か月以上過ぎていたことになる。また寄贈資料に含まれていなかった二冊については、筆写されていないことが判明したのである。

二度目の確認調査は、昭和四五年から三か年継続事業として実施された千葉県古文書調査で、調査主体となったのが千葉県古文書調査団である。調査報告は、『千葉県古文書調査目録 昭和四七年度』として千葉県教育委員会から刊行された(千葉県古文書調査団編 一九七三)。ここには「所蔵者夷隅郡御宿町浜 鶴岡孚」として四点が掲載される。

三度目は、御宿町史編纂委員会によるもので、昭和六一年九月に『御宿町史資料目録第三集』(御宿町史編纂委員会 一九八六)として二回目の調査分四点を含む一八点が目録化されている。この一八点は、当館に寄贈された四一点の中に含まれているが、二度目、三度目の調査においても先述の二二冊については確認されていない。

四度目は、平成一六年一月に行われた千葉県文書館による所在確認調査である。

①は、天明元年(一七八一)、浜村と隣接する新官郷部原村(現勝浦市)の字「堂坂」にある融田堂という庵の修葺が発端となり、両村において村境を争った「堂坂一件」に際して作成された史料のうちの一点である。

41 夷隅郡御宿町浜鶴岡佐太郎家文書」から「年月日」「表記」「冊(点数)」の三項目を抜き出し、それと寄贈資料とを突き合して第一表を作成した。三五冊のうち当館へ寄贈となった資料は一三冊であり、二二冊については寄贈資料には含まれていない。また、カーボン複写によって作成された「ていねいにうつした」筆写稿本については、現在神奈川県立大学日本常民文化研究所および国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所図書資料館にそれぞれ

近世において村境をめぐる争論が発生した場合、和解のため双方が話し合い、和解が困難な場合には幕府評定所の裁許による解決が図られた。そして争論決着後には取り決めた村境を絵図に認め、双方で取り交わし、幕府評定所の裁許による場合は裁許結果を裏書きした裁許絵図が渡されたことは周知のとおりである(川村 一九九二、鳴海 二〇二一)。しかしながら、論所絵図を作製するのは村方で選定する絵師であり、これら絵師がどのように絵図作製にかかわったのか、また幕府(評定所)側が絵図作製に対してどのような方針をもって臨んでいたかについては、議論の余地があるように思える。

論所絵図作製における絵師および村方の動向については、大国正美、鳴海邦匡、高橋伸拓らが既に報告を行っており(大国 一九九五、鳴海 二〇〇二、高橋 二〇一九)、村方における絵師の選定過程や絵図作製時における絵師の役割等が明らかにされつつあるが、いずれも争論の対象地が近畿地方に限定されている。房総を対象とした同様の報告については、管見の限り見当たらない。やはり地域に残る史料を丹念に観察し、データを蓄積していくことが、論所絵図作製における絵師や村方の動向を知る近道ではないかと考えるのである。そこで、今回はこの課題に少しも近づぐため「堂坂一件」に際して作成された①を紹介することとした。

①は、表紙以下九丁からなり、破損や虫損箇所が随所に見られる。内容は、争論の相手方である新官郷部原村名主「太郎兵衛」および新官郷新官村組頭「彦蔵」に対する、浜村名主である作右衛門から三通の文書を拝見した旨を伝える一札、およびそれら文書の内容を承知したという請書の二部構成となっている。三通の文書というのが(一)村方双方の起請文前書、(二)絵師の起請文前書、(三)絵図作製の仕様についての幕府(評定所)からの申渡である。(一)、(二)は絵図作製に対して事前に誓う村方双方および絵師の誓約であり、(三)は、天明期における幕府(評定所)の絵図作製に対する方針を示したものである。

①には筆写稿本が存在していることについては先述のとおりであるが、「筆写稿本」というだけあって手書きでかつ誤読も認められる。また、起請文については『百箇條調書』に掲載され(布施編 一九六六)、鳴海も論考においてここから引用している(鳴海 二〇〇二)、①とは文言を異にする箇所が見受けられ、また『夷隅町史資料集』(夷隅町史編さん委員会編 二〇〇二)に掲載される史料は絵師のものに限定されていることから、①を全文にわたって紹介することは意義のあることと考える。

ところで、①において作製を指示された絵図については現在のところ確認に至っていない。絵師についても不明であるが、同じ夷隅郡内の事例として、宝永元年(二七〇四)に起きた引田村と大野村(いずれも現いすみ市)との入会争論において、引田村は「大田喜久保町松井半右衛門」、大野村は「同(大多喜)新町佐藤利平」を

雇い（夷隅町史編さん委員会編 二〇〇二）、享保十九年（一七三四）に起きた中倉村と市野川村（いづれも現勝浦市）との間の山論では、中倉村は「松野岡右衛門」、市野川村は「大多喜町利右衛門」をそれぞれ絵師として招き、書賃三兩ずつ支払ったことが知れる（勝浦市古文書研究会編 一九八八）。

なお、翻刻にあたり、虫食い等により判読不明な文字は「■」とし、みえ消し部分には取り消し線を加えた。

（表紙）

此度之被仰付候書写

次受書共

一札

一 絵図仕方被 仰渡書

一 双方誓紙案文

一 絵師誓紙案文

都合三通

右者郷境相抱候出入目安相附候二付、右三通拝見承知奉畏候、依而一札相渡申所、如件

阿部清之丞知行所

上総国夷隅郡浜村

作右衛門

天明元年丑

十一月十八日

太郎兵衛殿

彦 藏殿

一札

一 郷境相抱候出入、当十二月二日拙者共御評定所江可被罷出御裏御判双載奉畏候、

且目安面墨付薄等決而無御座候由慥奉請取候、然上ハ右御差日前々日ニ御掛り

桑原伊予守様江罷出御届可申上候間、仰渡候趣是又承知奉畏候、依之拝見一札

相渡申所、如件

阿部清之丞知行所

上総国夷隅郡浜村

作右衛門

与頭 七郎右衛門

与頭 彦兵衛

百姓代 七兵衛

天明元年

丑十一月十八日

太郎兵衛殿

彦 藏殿

起請文前書

一 論所有体ニ無相違双方立合巻枚絵図仕立可申事

一 論所双方立合之節誹儀不申有体ニ可仕候、口論仕間敷事

一 絵図師ニも安紙之通誓詞為致可申事

一 此度論所之場所を絵図書可申候、無用之所書載申間敷事

一 絵図之内、申分相究不申所者絵図之内張紙ニ而訴可申事

附双方共無油断絵図仕立、遅成不申様可仕事

右之条々少茂於相背者罰文式目有之通可書

年号 月 日

絵師

起請文前書

一 論所ニ而無相違有体ニ絵図仕立可申事

一 論所ニ而双方何角与好有之候共、其所与相違仕候ハ、絵図書付申間敷事

附たとへ拙者親類縁者好身之ものを以双方与何角与相頼候共絵図面之通少も

鼻眞偏頗仕間敷事

一 絵図手間代約速之外礼物むさほり取不申、絵図遅々仕間敷事

右之条々雖為一事於相背者罰文式目ニ有之通可書

年号 月 日

申渡之覚

一野山海川其外何れ之論所二而も十分手前之利運者不得心候而ハ願出間敷事二候、相手方二而も其通方にて相手之利運■有不得相心候ハ、及出入二者間敷候、善悪理悲之上、吟味之上不令裁許候而者、窺相知れ事勿論候、然ル上訴訟方二而者論所之形十分ニ繪図ニ記、相手方十分ニ認度義者有訴訟方繪図之上江別紙ニかぶせ繪図いたし、尤糊ニ而付、印形いたし可差出義ニ候処、近年目安裏書趣意ヲ心得違候公事人共有之、差日迄ニ出来可致繪図ヲ双方之我意申争中途ニ任出、又ハ繪図日延度々および、剩持出候繪図別々ニ仕立、或者下繪図者挟み候ヲ、かふせ繪図者広クかけ候も有之、目安裏書之法旨違候■おのつから繪図仕直し申付候様相■、左候得ハ此吟味不掛ヲ遅成、双方失脚ニ相懸り如何事、尤入念而已を相争、又ハ用水懸引、或ハ普請仕形之義ニ付及出入ニ、双方論所之形字等迄同様ニ而かふせ繪図不及、壹枚繪図相済候分ハ甚趣相心得可申事ニ候間、此旨ヲ及心得違無之様繪図仕立、差日無相違可相届候、且又孰之論所二而も吟味申者双方右勿論、何方ハ茂手入不致事ニ候間右趣可相守、若シ於背者急度可申付候間、其旨目安相付候節相手方江も篤与可申聞もの也

丑十一月

② 親社設立許可書類（当館蔵No.八一九一三）

明治維新後、版籍奉還、廢藩置県などにより封建制国家体制は解体するに至り、士族へと再編された旧藩士は、新政府や新たに置かれた府県の吏員となる者もいたが、多くは職を失うこととなった<sup>(2)</sup>。

これら士族に対して明治政府が、開墾、農工商への就業奨励、起業資金の貸付など一連の士族授産策を講じたほか、在野における授産策として、房総では旧佐倉藩西村茂樹が起した佐倉相済社による製靴業、綿織物、茶業、同じく倉次亭による佐倉同協社の茶業などが知られるところである（佐倉市史編さん委員会編 一九七六）。また、旧大多喜藩に関しては旧藩士青柳直道が社長を務めた弘産社があり、養蚕や茶業などを経営した。

一方で旧藩主（華族）や士族が共有していた資産・財産をどのように管理、運営していくのかという財産権の課題に対しては、明治二九年（一八九六）四月に法律第八九条として制定（施行は同三一年七月）された民法（内閣官報局 一八九六）によって解決が図られた。同法第三四条では、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」として、民間の非営利部門において公益的な活動を担う団体が、主務

第二表 財団法人同親社財産目録

No.	品名	員数	備考
1	鎧	1 領	付属品共
2	甲冑	2 領	同上
3	畳具足	1 領	同上
4	重籐弓	1 挺	
5	征矢	1 対	節陰
6	矢筒	1 本	
7	鎗	1 筋	
8	籠籠	1 個	
9	田	2 町 8 畝 7 歩	
10	畑	1 反 2 畝 13 歩	
11	郡村宅地	2 反 9 畝 26 歩	
12	山林	9 反 7 畝 23 歩	

旧大多喜藩士らは、明治三五年一月、この法律に基づき財団法人同親社を設立する許可を内務省に願ひ出た。これが史料②である。財団法人同親社から当館が寄託を受けていた史料であるが、財団の解散に伴い平成一三年（二〇〇一）に寄贈された。

②は、(一)内務省からの財団許可書、(二)窪田秀敏ら士族が作成した財団設立許可願、(三)財団の登記簿謄本と一宮本郷区裁判所大多喜出張所が署名した原本証明で構成され、これらを紙綴りで綴って表紙が付けられている。そして表紙には最終的な文書だとして「確証」が朱書される。なお、(三)については、今回の報告から除いた。

(一)は、木版刷りの紅色罫紙で、版心に「内務省」とある。内務省の文書番号となる「内務省指令 第 号」部分は朱色のハンコが押し印されており、指令の種類、番号を記入するようになっていた。右欄外の処理印からは、この許可書を千葉県が一月二四日に受け付け、「内一収第五二八八号」文書として処理後、夷隅郡役所に送付した。一月二八日に文書を受け付けた夷隅郡役所では「庶収第一〇三六九号」として処理していることが判明する。(二)は、同じく木版刷りの青色罫紙に記されている。欄外右の処理印からは大多喜町役場が一月八日に受け付けた「第二七八〇号」文書であることが分かる。また、願書の日付に重ねて「大多喜町助役之印」が押しされ、日付の訂正ができないようにしてある。さらに丁ごとの綴じ目には契印が施されている。

財団の運営資金の基になったのが、旧大多喜藩主であった大河内正質が、廢藩置県後の東京移住の記念として城地居住の士族へ譲与した金二五〇〇円である。利殖によって五四〇〇円まで膨らみ、それを元手に購入したおよそ四町の土地運用の利潤が

官庁の許可を得た場合を財団法人とすると規定したのである。主務官庁は内務省であった。

また同法第三九条には「財団法人ノ設立者ハ其設立ヲ目的トスル寄附行為ヲ以テ第三十七条第一号乃至第五号ニ掲ゲル事項ヲ定ムルコトヲ要ス」として、法人として設立する場合には「目的」「名称」「事務所」「資産ニ関スル規定」「理事ノ任免ニ関スル規定」の五項目を求めたのである。

財団の収入となった。具体的には小作米代金および土地の賃地料である。財団の活動としては、同族中の貧困子女への学資の援助、孤独老病者の救助、大河内家代々の供養・鎮守の祭礼などであった。

財団設立の許可を受け同親社では、先の(三)にある登記を行ったほか、明治三十六年六月二日には「同親社概則」第五条の規定にある第一回目の評議会を開催した。そして同第八条にあるように「財産目録」「概則施行ノ社則」「救助其他規則」「資産ノ管理法及ニ処分規則」「小作定例其他ノ規則」「評議会議事規則」が評決されたのである(当館寄託手島家文書No.二一九「財団法人許可願」)。「財産目録」を第二表のように一覽化した。田畑等の面積については、②にみえる面積とは異なっている。

このように②は、明治維新後に士族が共有する財産の管理・運用を目的とした財団法人の根本規則、いわゆる寄附行為を、施行間もない民法の規定に則り作成したという点で大変貴重である。旧藩の財産管理を目的とした財団法人の寄附行為については、管見の限り知り得ない。一方で、同親社という団体は、財団化以前より存在していたと考えられる。それは、旧藩主からの譲与金を利殖していることから明らかである。同親社がいつから存在していたか、また、士族授産としての弘産社との関係がどうであったかなどが課題となるが、今回の紹介により明治期の同様な財団法人についての研究が進展することを期待したい。

(表紙)

確証

明治参拾六年

同親社設立許可書類

同親社  
理事

内務省指令戊第六号

千葉県夷隅郡大多喜町

寄附行為者総代 田秀 敏

外三名

明治三十五年十一月八日申請同親社ノ件  
右民法第三十四条ニ依リ許可ス  
但同親社概則第十八条ノ改正ニ付テハ認可ヲ受クヘシ

明治三十六年一月廿三日

内務大臣男爵内 海忠 勝印

財団法人許可願

千葉県夷隅郡大多喜町大字大多喜旧大多喜藩城地住居ノ士族共有ニ係ル資産ハ、曩ニ旧藩主子爵故大河内正質東京へ移転ニ際シ、記念トシテ旧藩城地住居ノ士族へ譲与セラレタルヲ以テ爾来旧藩城地住居ノ士族ニテ保管シ、之ヨリ生スル利潤ヲ以テ同族中貧困者救助又ハ祭祀等必要ノ費途ニ充テ、残余ハ蓄積利殖ヲ実施シ、毎年収支決算ヲ為シ来リ候所、今回一同協定ノ上別冊財団法人ヲ設ケ該共有財産ヲシテ永遠保持仕度候間、御聴評被成下度此段奉願上候也

千葉県夷隅郡大多喜町大字大多喜

寄附行為者総代

明治三拾五年十一月八日

窪 田秀 敏印  
青 柳直 道印  
永 嶋鼎次 郎印  
新 妻祐 尚印

内務大臣内 海忠 勝殿

告文

一目的

同族救助、祭祀ノニ途財団

一名称

大多喜同親社

一事務所

千葉県夷隅郡大多喜町大字大多喜参百八拾番地

一資産に關スル規定

曩年廢藩置縣ノ際、子爵故大河内正質東京へ移転ノ砌、旧藩城地住居ノ士族へ記念トシテ譲与セラレタル資本金貳千五百円ヲ基礎ト為シ永年利殖ヲ謀リ、現在金五千四百円ヲ以テ購買シタル田貳町貳反六畝拾歩、畑壹反壹畝九歩、郡村宅地參反參畝八歩、山林九反七畝貳拾參歩ノ土地ヨリ生スル利潤ヲ以、同族救

助祭祀及ヒ社費ニ充ツルモノトス  
一 正副社長任免規定

正副社長ハ評議會之ヲ選挙シ其任期ハ各三ケ年トス

同親社概則

第壹 條 本社ハ同親社ト称シ、旧大多喜藩城地住居ノ旧大多喜藩士族ノ為メ

讓与セラレタル現在資本金五千四百円ヲ以テ購買シタル左ノ土地ヲ以テ

成立ス

田式町式段六畝拾歩

畑壹段壹畝九歩

郡村宅地參段參畝八歩

山林九段七畝貳拾參歩

第貳 條 本社事務所ハ、千葉県夷隅郡大多喜町大字大多喜參百八拾番地ニ置

ク

第參 條 本社ハ土地ノ利潤ヲ以テ別紙告文ノ主義ヲ実行シ、同族中貧困子女

ノ学資ヲ助ケ、孤独老病ヲ救助シ及ヒ祭祀ヲ執行ス

第四 條 本社ハ年収入利潤ノ百分壹以上ヲ蓄積シ、其餘ヲ以テ救助費・祭祀

ノ執行及ヒ社費・役員報酬・書記ノ給料等ニ充テ、尚殘餘アルカ乃至救助スヘ

キモノナキトキハ総テ之ヲ資産ニ編入シ、該金額百円以上ニ達スルトキハ土地

又ハ公債証書ヲ購入シ資産ヲ増殖スルモノトス

第五 條 本社ニ評議會ヲ置キ、評議員ヲ拾人トシ、旧大多喜藩城地ニ住居ス

ル旧大多喜藩士族ニシテ市町村公民タルモノ、互選ヲ以テ之ヲ選挙シ、投票ノ

多数ヲ以テ当選者トシ、投票同数ナルトキハ年長者ヲ取り、年齢同シキトキハ

抽籤シテ当選者ヲ定ム、其任期ハ三ケ年トシ再任ヲ妨ケス

但選挙ハ単記無記名ノ法ニ依ル

第六 條 評議會ニ議長・副議長ヲ置キ、評議會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ選挙

シ、投票ノ多数ヲ以テ当選者ト定ム、投票同数ナルトキハ年長者ヲ取り、年齢

同シキトキハ抽籤ニテ当選者ヲ定ム、其任期ハ三ケ年トシ再任ヲ妨ケス

但選挙法ハ第五條但書ニ同シ

第七 條 評議會ハ議員半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス、

決議ハ多数ニ依リ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第八 條 評議會於テ議決スヘキ概目

一 概則施行ノ社則

二 議事規則

三 救助其他諸規則

四 資産ノ管理法及ヒ処分

五 歳入出予算並決算報告ノ認定

六 評議員ノ日当及ヒ役員報酬並臨時褒賞

七 書記給料

第九 條 評議會ハ社務會計ヲ監査ス

第拾 條 本社ニ理事式名ヲ置キ社長・副社長ノ職ニ任ス、評議會於テ旧大多

喜藩城地住居ノ旧大多喜藩士族ニシテ市町村公民タルモノヨリ之ヲ選挙シ、投

票ノ多数ヲ以テ当選者ト定ム、投票同数ナルトキハ年長者ヲ取り、年齢同シキ

トキハ抽籤シテ当選者ヲ定ム、其任期ハ三ケ年トシ再任ヲ妨ケス

第拾壹條 社長ハ社務ヲ掌理シ外部ニ対シ本社ヲ代表ス

社長事故アルトキハ副社長之ヲ代理ス

社長ハ評議會ノ議事ヲ準備シ及ヒ議決ヲ執行ス、若シ評議會ノ議決告文ノ主

義ニ違背シ、又ハ社益ヲ害スト認ムルトキハ其執行ヲ停止シ、讓与者・継爵

者ノ指揮ヲ請フヘシ

第拾貳條 社長・副社長、評議會ノ議長・副議長、評議員共ニ名譽職トス

第拾參條 本社ニ書記ヲ置キ、社長之ヲ任免ス

第拾肆條 社長・副社長ハ評議員ヲ兼ルコトヲ得ス、若シ評議員タルモノ之ニ

任スルトキハ評議員ハ自ラ解職スルモノトス

第拾伍條 社長・副社長ハ何時タリト雖モ評議會ニ參列シ發言スルコトヲ得

但議決ノ數ニ入ラス

第拾陸條 評議會ノ評議ハ、一々告文ノ主義ニ拠ルヘシ

若シ国家ノ政治、官庁ノ事務、社会人物ノ是非等社外ノ事ニ涉ルコトヲ得ス、

若シ評議員ニシテ之ヲ犯シタルモノ、又ハ垂戻不品行ニシテ社会ヲ害スルモノ

ハ、評議會ノ決議ヲ以テ之ヲ解職スルコトヲ得

第拾七條 本社ハ旧大多喜藩城地住居ノ旧大多喜藩士族共有ニ係ル資産ヲ以テ

成立セシモノナレバ、旧城地外ニ移住スルモノハ評議員ヲ選挙スル資格ハ消滅

スルモノトス

但旧城地ニ復帰スルモノハ、自ラ本條ノ資格ヲ回復スルモノトス

第拾八條 本則ハ寄附行為者、又ハ承継人ノ過半数ノ同意アルトキハ改正スル

コトヲ得

参考書

一金參百參拾円也

土地生産収入総額

内譯

金八拾五円 地租其他公課金支出予算  
 金百六拾五円 救助祭祀社費其他支出予算  
 金七拾五円 役員報酬其他支出予算  
 金拾五円 毎年蓄積金額ノ予算  
 右各々年財団法人収支概算取調添申候也  
 千葉県夷隅郡大多喜町大字大多喜

寄附行為者総代

明治三拾五年十一月八日  
 窪 田秀 敏<sup>印</sup>  
 青 柳直 道<sup>印</sup>  
 永 嶋鼎次 郎<sup>印</sup>  
 新 妻祐 尚<sup>印</sup>

註

- (1)この借用書はレターケースに入れられていた史料七点に含まれるが、現状として特定の資料番号を付与していない。  
 (2)明治維新と武士との関係についての基本的な考え方は、内山幸二(二〇二二)『武士』の近代大名や武士はいかに近代社会へと転生したのか(岩城卓二ほか編『論点・日本史学』ミネルヴァ書房、二四四―二四五頁を参考とした)。

謝辞

筆写稿本『鶴岡佐太郎家文書』の閲覧に際しては、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所図書資料館鈴木信子氏にお世話になりました。改めて感謝申し上げます。

引用文献

- 朝日新聞 二〇二一年二月一六日千葉版「博物館分館を大多喜町に移譲」ほか  
 網野善彦 一九九六 a 「戦後歴史学の五〇年―歴史観の問題を中心に―」『列島の文化史』一〇、一五三―一七九頁  
 一九九六 b 「戦後の日本常民文化研究所と文書整理」『歴史と民俗』一三三、二二三―二八〇頁  
 一九九九『古文書返却の旅 戦後史学史の一齣』中央公論新社

夷隅町史編さん委員会編 二〇〇二『論所絵図作成につき絵師起請文(抄)』『夷隅町史 資料集』五〇八―五〇九頁

越智信也 二〇〇六『漁業制度資料調査保存事業』と資料の整理・保存の経過」『中央水産研究所所蔵古文書(漁業制度資料)の概要』独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所・神奈川大学日本常民文化研究所、一〇―一―一五頁

二〇一四『漁業制度資料調査保存事業』と日本常民文化研究所』『歴史と民俗』三〇、九九―一二六頁

三〇、九九―一二六頁

御宿町史編纂委員会 一九八六『御宿町史資料目録第三集』  
 勝浦市古文書研究会編 一九八八『山論公事御評定日記帳』『勝浦郷土資料(一)』、勝浦古文書研究会 一八八頁

川村博忠 一九九二『近世絵図と測量術』古今書院、五一―一五四頁

佐倉市史編さん委員会編 一九七六『佐倉市史 卷三』佐倉市、五三〇―六七七頁

大国正美 一九九五『近世境界争論における絵図と絵師―地域社会の慣行秩序の展開にみる権力と民衆―』朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造 近世・近代』思文閣出版、五三―七六頁

五三―七六頁

高橋伸拓 二〇一九『論所絵図における絵師の選定と役割―摂津国安成川長田一件を事例に―』『Musa 博物館学芸員課程年報』三三、一―六頁

千葉県教育委員会 二〇二〇『千葉県立博物館の今後の在り方』

千葉県古文書調査団編 一九七三『千葉県古文書調査目録 昭和四七年度』千葉県教育委員会

内閣官報局 一八九六『法令全書』明治二九年第四号、一一―一九頁

鳴海邦匡 二〇〇二『復元』された測量と近世山論絵図―北摂山地南麓地域を事例として―『史林』八五巻五号、六三七―六七八頁

二〇二一『地図』法政大学出版局、一一―一二九頁

二野瓶徳夫 二〇〇一『戦後世代旧日本常民文化研究所の漁業史研究』『歴史と民俗』一七、二四〇―二六二頁

二二五―二二六頁

日本常民文化研究所・水産庁資料整備委員会 一九五〇『漁業制度資料目録第一集 全国篇I』布施弥平治編 一九六六『百箇條調書 第一卷』新生社、一六四―一六五頁

**Two ancient documents owned by Otaki Castle Branch of the Natural History Museum and Institute, Chiba**

Zenji Watanabe\* and Yuuna Ishii

Otaki Castle Branch, Natural History Museum and Institute, Chiba  
481 Otaki, Otaki-machi, Isumi-gun, Chiba 298-0216, Japan

\*E-mail: z.wtnb@pref.chiba.lg.jp

The Otaki Castle Branch of the Natural History Museum and Institute, Chiba, which opened in 1975 as the Chiba Prefectural Sounan Museum, is currently in the process of confirming the current status of its collection in preparation for their transfer of ownership to Otaki town, as recommended in the "Future Plan for the Chiba Prefectural Museum" published in September 2020. We would like to introduce two new documents that we were able to identify during this process. The first is a collection of documents from a family that served as the village headman of Hama village, Isumi district, Kazusa Province, which provides an insight into the trends in the production of argumentative maps in the Boso area. The second historical document shows that after the Meiji Restoration, the families with samurai antecedents of the former Otaki domain formed an incorporated foundation in accordance with the Civil Code to manage and administer their shared property. These historical documents are valuable for understanding the history of the Boso area of Chiba Prefecture.